

舞鶴市シティブランディングプロジェクト ロゴマークに関する使用規定

「舞鶴のまちを内側から元気にしたい」「市民の皆さんにもっとまちへの誇りや愛着を持ってほしい」という思いで、市民と職員が連携し立ち上げた舞鶴市シティブランディングプロジェクト。

市民の方に舞鶴の文化や歴史、産業などの魅力を再認識してもらい、市内外へ広く発信するために、舞鶴市シティブランディングプロジェクトロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を、市民の皆さんのご意見を「市民投票」で反映させていただき作成しました。幅広く活用していただくために、ロゴマークの使用に関する規定を定めました。

1 使用基準

ロゴマークは、本市シティブランディングの趣旨に賛同するものであれば、だれでも自由に使用できることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

- (1) 「ヅルいい！舞鶴」の趣旨に反する使用の場合
- (2) 舞鶴市の信用や品位を損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する使用の場合。
- (4) 商標や意匠など独占的に使用されるおそれがある場合
- (5) 特定の政治的な活動または宗教的活動に利用されるおそれがある場合
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有するものが使用する
とき。
- (7) その他舞鶴市が適切でないと認めた場合

2 商用利用

商用利用の場合は事前に舞鶴市と協議すること。また、使用を開始する14日前までに市長へ次の(1)を提出すること。

- (1) 舞鶴市シティブランディングプロジェクトロゴマーク使用に関する使用届出書（様式第1号）

3 権利

本ロゴマークに関する一切の権利は、舞鶴市に帰属する。

4 使用の取消し等

本規定に反する使用を発見した場合、舞鶴市はロゴマークの使用中止又は使用方法の改善を求める場合がある。この場合において生じた損害について舞鶴市は一切の責任を負わない。

5 損害賠償等の責任

- (1) ロゴマークの使用によって生じる問題等について、舞鶴市は一切関与しない。

- (2) ロゴマークの使用によって生じた事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な対応、措置を行うこと。
- (3) ロゴマークを使用したものは、その使用に関し、故意又は過失により市に損害を与えた場合はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

6 使用できないデザイン例

次のいずれかに該当するときは使用できない。また、これ以外でも使用できない場合があるので、使用方法に疑義がある場合はその都度、舞鶴市と協議すること。

【拡張・押しつぶさない】



【要素の位置を変えない】



【陰付きをしない】



【ロゴマーク内に色を入れない】 【色彩を変えない（単色は可）】
(透過としての使用は可)



7 その他

この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号

年 月 日

舞鶴市シティブランディングプロジェクト
ロゴマーク使用に関する届出書

舞鶴市長 様

申請者
(住所)
(名称)
(代表者氏名)
(連絡先)

次のとおり、ロゴマークを使用しますので届け出ます。

使用目的	
使用形態	別添デザインのとおり (サイズ: cm× cm) (注1)
製作数	部 (パンフレットなど製作しない場合は入力不要)
使用期間	年 月 日 ~

※注1 ロゴマークのサイズは1cm×1cm以上で使用すること